

広報わっさお お知らせ版

2021.6.18 発行
NO.300

編集 総務課情報管理係 (TEL32-2421)
※お知らせ版は全ての人が見やすいユニバーサルデザイン
フォントを使用しています

7/1
(木) ~

町独自対策！新型コロナ対策お買い物クーポンを配布します

外出自粛など感染防止の努力をされている町民の皆様に感謝を込め、引き続き予防対策に取り組んでいただきますようお願いして、令和3年6月1日現在で和寒町に住所を有している方を対象に【一人5千円分のお買い物クーポン】を配付します。

別紙の交付申請書（桃色両面印刷、詳細は申請書の裏面をご覧ください）に必要事項をご記入・押印のうえ、お受け取りくださいますようお願いいたします。



★クーポンの交付

(1)受け取り方法

- ① 密集防止のため、自治会毎に配付の日時を設定させていただいておりますので、自治会の指定日時を交付申請書裏面でご確認ください。ご自分の指定日でない日にお越しいただいても交付いたしますが、極力お住まいの自治会指定日にお越しくださるようご理解とご協力をお願いいたします。

指定の日程でご都合が合わない場合は7月16日（金）までに、役場産業振興課の窓口で受け取ることができます。

- ② 代理人の受け取りも可能です。必要な方は申請書にある「委任状」欄にご記入のうえ、代理人に委任してお受け取りください。

(2)クーポンの配付場所

- ① 7月1日（木）と2日（金）の2日間は、「役場町民センター1階子ども会室」と、「大通りふれあい駐車場（佐藤時計店様と渡辺呉服店様の間の駐車場）」の2カ所です。

配布時間は、8:30~19:00

- ② 7月5日（月）から16日（金）までの平日は、「役場1階産業振興課窓口」で配付します。

配布時間は、8:30~17:15（平日のみ）

★クーポン券のご利用期間 受け取りの日から令和3年8月31日（火）まで

■詳しくは産業振興課（TEL32-2423）または和寒町商工会（TEL32-2341）まで

教えてください、学びたいこと

公民館では、「町民自主企画公民館講座」を募集しています。
「前から興味があったことを学ぶ場がほしい」「自分一人ではできないことを体験したい」など、お気軽にご相談ください。



■詳しくは教育推進課社会教育係まで（TEL32-2477）

商店・取引等ではかり売りをするために使用する計量器や農家で直接販売等を行うために使用する計量器は2年に1回北海道が実施する定期検査を受けることが義務付けられています。（計量後、一度農協等に集荷し農協等で計量されるなどの目安用の計量器は対象外）今回は、小型はかり（ひょう量が1ト未満）の定期検査です。農家・商店等で、検定合格印がない計量器等をお持ちの方はこの機会に検査を受けてください。なお検査手数料は、計量器の種類・大きさにより金額（北海道収入証紙で納付）が異なります。

- 日 時 7月9日（金）
- 場 所 和寒町役場西側車庫

※6月25日（金）までに下記の連絡先へお申し込みください。

■詳しくは産業振興課商工観光労政係まで（TEL32-2423）

消毒用アルコールの取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため日ごろから消毒用アルコールを使用する機会が増えています。これから暑くなる時期を迎え、その消毒用アルコールの取り扱い方についてポイントをお知らせします。

火の近くでは使用しないでください。

消毒用アルコールは蒸発しやすく、引火しやすいので大変危険です。

直射日光が当たる場所、高温になる場所で保管しないでください。

消毒用アルコールを直射日光の当たる場所や高温になる場所に放置すると熱せられて可燃性蒸気が発生します。そしてそのガスは引火しやすく、大変危険です。



【実験映像】

手に消毒用アルコールを吹きつけそこに火を近づけたときの実験映像がありますので視聴環境のある方はご覧ください。

（東京消防庁公式 YouTube チャンネルより）

■詳しくは消防署和寒支署まで（TEL32-2119）

災害時の避難情報が変わります

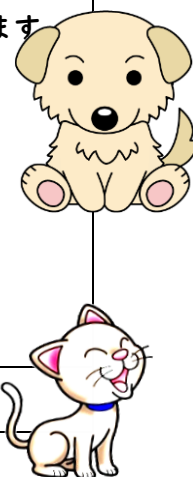
これまでの避難情報区分が下表のとおり変更となりました。また、警戒レベル4の「避難勧告」が廃止され避難指示に一本化しましたので、「避難指示」が町から発令されたときには、防災のしおり（洪水ハザードマップ）を確認し、危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル	これまでの避難情報	新たな避難情報
5	災害発生情報	緊急安全確保
4	・避難指示（緊急） ・避難勧告	・避難指示 （避難勧告は廃止され避難指示に一本化）
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発令します）	
1	早期注意情報（気象庁が発令します）	

犬や猫の飼い方について

犬や猫を飼われている方は、次の注意事項を厳守し、責任をもって飼いましょう。

犬	<ul style="list-style-type: none">●必ず登録を！ 生後 90 日を経過した犬は市町村への登録が義務付けられています。まだ登録されていない飼い主の方は、必ず登録をお願いします。 また、犬の死亡、失そう、所有者の変更等があった場合も必ず手続きをお願いします。 ・登録料 1頭 3,300 円 (生涯1回)●生後 90 日を経過した犬は、年に一度狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。必ず受けていただき、注射後は町に届け出をし、注射済票の交付を受けてください。 ・注射済票交付手数料 1頭 610 円●他人に迷惑や危害を与えないよう、放し飼いは絶対にやめ、屋外飼育や散歩の際は、必ずコントロールができる長さのリードにつなぎましょう。●お散歩の際、他人に迷惑がかからないよう、排泄物は必ず持ち帰り、他人の所有物等にマーキングをさせないようにしましょう。
猫	<ul style="list-style-type: none">●いたずらや排泄物で他人に迷惑がかからないよう、必ず室内で飼いましょう。



■詳しくは住民課環境衛生係まで (Tel.32-2422)

マイナポイントの受け取りはお済みですか？

4 月末までにマイナンバーカードを申請された方を対象に、お好きなキャッシュレス決済サービスで最大 2 万円のチャージやお買い物をすると、1 人あたり上限 5,000 円分(付与率 25%)のマイナポイントが付与されます。

受け取るには



- ① お持ちのマイナンバーカードを使ってマイナポイントの予約後、お好きなキャッシュレス決済サービスを1つ選択してお申し込みください。
- ② 選択したキャッシュレス決済サービスでチャージ or お買い物 (令和 3 年 9 月 30 日まで) ⇨ポイント付与 (役場お客さま窓口では、申込に必要な端末をお持ちでない方や操作が不安な方をお手伝いしています。)

すでに予約がお済みの方、4 月末までに申請したけどマイナポイントの予約がまだな方は、お早めにお受け取り下さい！

役場お客さま窓口では、タブレット端末を利用してマイナンバーカード申請等の補助を行っています。

■詳しくは住民課お客さま窓口係まで (Tel.32-2500・2422)

河川工事による通行止めについて

北海道で発注する剣淵川改修工事により、日輪橋を架け替えるため、19線道路から20線道路の一部が通行止めとなります。

近隣の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

通行止め区間	字中和 日輪橋 (19線道路から20線道路間)
通行止め期間	令和3年7月12日(予定)～令和5年3月末
通行止め時間	全日(24時間)



■詳しくは上川総合振興局 旭川建設管理部 士別出張所まで (Tel0165-23-2191)

「緑の募金」ご協力ありがとうございました

4月26日～5月31日までを「緑の募金」実施期間として募金活動が展開されました。

今年度は町民、企業、団体など皆さまのご協力により総額7,546円の募金が集まりました。

募金は、東日本大震災被災地の居住区周辺の緑化支援など、東日本大震災復興事業に取り組むとともに、森林整備や森林、公園、街路などの緑化事業に充てられます。

たくさんのご協力ありがとうございました。



■詳しくは産業振興課畜産林政係まで (Tel32-2423)